

## 標準必須特許の誠実なライセンス交渉に関する指針（イメージ）

※中小企業等も参照しやすいよう、記載量を絞り込んで策定

令和4年●月●日  
経済産業省

### 1. 本指針の位置付け

近年、標準規格の普及や当該規格に必要な技術の複雑化により、標準必須特許（SEP：Standard-Essential Patent）のライセンスに関する紛争が世界各国で生じている。特に、あらゆる製品（モノ）がコンピュータとなり、取得・共有された情報（データ）を処理することで新たな付加価値を生み出す第四次産業革命が進展する中、今後、自動車、建設機械、工場といった我が国が強みを持つ産業分野を対象とした異業種間でのSEPのライセンス取引が増加していく見込みである。このため、当該紛争を円滑に解決する手段を検討することは、我が国にとって極めて重要な課題と考えられる。

このような状況を踏まえ、経済産業省競争環境整備室／知的財産政策室では、「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会」<sup>1</sup>を開催し、本分野の有識者や産業界の参画の下、SEPのライセンス交渉を巡る国際的な情勢を整理するとともに、我が国として望ましい対応策の検討に取り組んできた。

本指針は、上記研究会における検討結果を踏まえ、我が国として、SEPのライセンス交渉に携わる権利者及び実施者が則るべき誠実交渉の規範を示すものであり、国内特許を含むSEPライセンスの交渉過程において、交渉当事者や司法など、多様な関係者によって活用されることを期待する。

### 2. 本指針の対象

本指針の対象は、FRAND宣言<sup>2</sup>がなされたSEPに関するライセンス交渉とする<sup>3</sup>。

なお、SEPのライセンス交渉は、権利者と実施者の間で行われるもの（以下「二者間交渉」という）と、権利行使を行わないパテントプール管理会社と実施者の間で行われるもの（以下「パテントプール経由の交渉」という）に大別される。本指針は、二者間交渉を念頭に策定しているが、パテントプール経由の交渉においては、本指針も参考にしながら、パテントプールにおけるライセンス条件等の公表など、透明性の確保に努めることが望ましい。（※必要に応じて修正）

<sup>1</sup> 本指針の策定時点で、令和3年3月12日から令和4年●月●日に掛けて●回の会合を開催。

経済産業省競争環境整備室／知的財産政策室が事務局を務め、省内関係課室（特許庁総務課・企画調査課・審判部審判課審判企画室、産業技術環境局国際電気標準課・基準認証政策課・基準認証戦略室、商務情報政策局情報産業課、製造産業局総務課・自動車課）及び内閣府知的財産戦略推進事務局も政府内のオブザーバとして出席。また、会合に出席した有識者及び産業界の関係団体（日本経済団体連合会、日本知的財産協会、電子情報技術産業協会、日本自動車工業会、日本商工会議所）の代表者の他、電子情報技術産業協会と日本自動車工業会の会員企業（傍聴を希望する社のみ）が傍聴。

<sup>2</sup> 合理的・非差別的（FRAND：Fair, Reasonable And Non-Discriminatory）な条件（以下「FRAND条件」という）の下でライセンスを行うという宣言。標準化機関の会員は、標準規格の策定前に、当該規格のSEPIに関するFRAND宣言を行うことが一般的である。

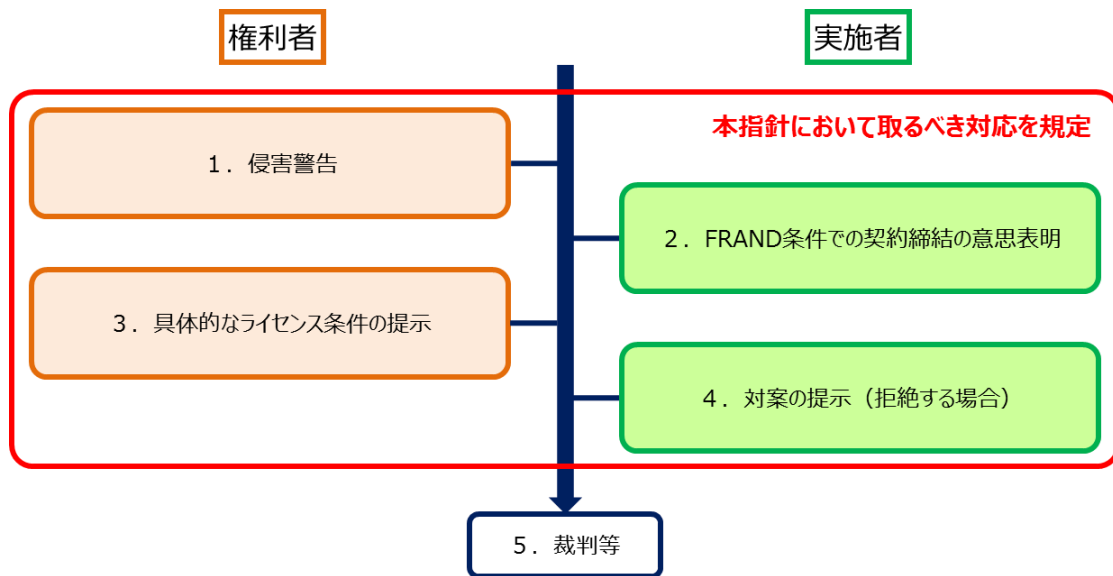
<sup>3</sup> 国内特許を含むものとする。また、SEPを含むライセンス交渉であっても、非SEPのライセンスが主要な争点となる場合を除く。

### 3. ライセンス交渉の各ステップにおいて取るべき対応

権利者及び実施者がライセンス交渉において取るべき対応を、次のステップ毎に示す。【】内は、対応を行う交渉当事者を表す。

＜ライセンス交渉の主要な4つのステップ＞

- ステップ1: 侵害警告【権利者】
- ステップ2: FRAND条件での契約締結の意思表示【実施者】
- ステップ3: 具体的なライセンス条件の提示【権利者】
- ステップ4: 対案の提示(ステップ3のライセンス条件を拒絶する場合)【実施者】



#### (1) ステップ1: 侵害警告【権利者】

※今後記載

#### (2) ステップ2: FRAND条件での契約締結の意思表示【実施者】

※今後記載

#### (3) ステップ3: 具体的なライセンス条件の提示【権利者】

※今後記載

#### (4) ステップ4: 対案の提示 (ステップ3のライセンス条件を拒絶する場合)【実施者】

※今後記載

以上